

関西大学バレーボール連盟規約

1998年2月15日制定 1998年4月01日施行
1998年4月16日改正 2000年3月10日改正
2001年3月30日改正 2002年3月31日改正
2004年3月09日改正 2007年2月25日改正
2016年3月09日改正 2018年3月06日改正
2019年3月06日改正 2021年8月04日改正

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本連盟は、関西大学バレーボール連盟（以下「本連盟」という）と称する。

英文名は、Kansai University Volleyball Federationとする。

第2条 (事務所)

本連盟は、事務所を大阪市におく。

第3条 (目 的)

本連盟は、大学バレーボールの普及と発展を図り、学生の心身の健全な発達と人格の形成に寄与し明るく豊かな学生生活の実現を目指すことを目的とする。

第2章 会員および組織

第4条 (会員および組織)

- (1) 本連盟は、関西地域（滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県・大阪府・兵庫県）に所在する学校教育法による大学またはこれに準ずる大学（以下「大学」という）が当該大学を代表するバレーボール部であると認め本連盟に加盟する部を会員として組織する。なお、一つの大学で男子部・女子部を加盟するときは、それぞれ独立した会員とする。また、当該大学の移転あるいは新学部設立等の事由により所在地が2ヶ所以上に分かれた場合で、当該大学がそれぞれの所在地に存在するバレーボール部を当該大学を代表するバレーボール部と認め、別個に加盟を希望する場合には加盟を認める。但し、2つ目以降のバレーボール部に対しては、当該大学名のあとに所在地をつけるものとする。
- (2) 本連盟は、上記の会員を総括し関西を代表する大学バレーボール競技団体として、一般財団法人全日本大学バレーボール連盟（以下「全日本学連」という）および西日本大学バレーボール連盟（以下「西日本学連」という）に加盟する。
- (3) 本連盟に加盟する大学は自動的に全日本学連および西日本学連に加盟するものとする。

第3章 事 業

第5条 (事 業)

- (1) 本連盟主催の春季リーグ戦・秋季リーグ戦の開催および主管
- (2) 本連盟主催の関西バレーボール大学選手権大会、関西大学ビーチバレーボール選手権大会の開催および主管
- (3) 全日本学連および西日本学連主催の各種大会の開催および主管または応援・協力
- (4) 本連盟および加盟大学の強化・普及を行う各種行事の開催および主管
- (5) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

第6条 (事業運営)

- (1) 本連盟の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- (2) 本連盟主催のリーグ戦の運営に関しては、別途定める男子・女子リーグ戦規定によるものとする。
- (3) 上記以外の事業の運営に関しては、その都度定める大会規定・事業規定によるものとする。

第4章 加盟・登録および脱退

第7条 (加盟および加盟金)

- (1) 本連盟に加盟を希望する大学は、本連盟加盟申請書に当該大学学長（以下「学長」という）および専任教職員のバレーボール部部长（以下「部長」という）の署名・捺印の上、所定の次の文書を添えて本連盟に申請する。
 - 1) 加盟申請書（様式①）：加盟希望理由を明記
 - 2) 誓約書（様式②）：本連盟規約に従う旨を明記
 - 3) 登録部員名簿：氏名・所属学部・学年・生年月日・年齢・全日本学連通算登録年数を明記
- (2) 本連盟への加盟は、総会の承認を必要とする。
- (3) 本連盟へ加盟する大学は、本規約細則に規定された加盟金および全日本学連定款細則に規定された全日本学連加盟金、西日本学連規約細則に規定された西日本学連加盟金を納入しなければならない。
- (4) 納入した加盟金は、理由のいかんを問わず返還しない。

第8条 (登録および登録料)

- (1) 本連盟加盟大学は、原則として毎年4月20日までに所定の登録用紙をもって登録しなければならない。
- (2) 本連盟に登録できる選手の資格は、別途定める選手登録規定によるものとする。
- (3) 登録に際しては、本規約細則に規定された登録料および全日本学連規約細則に規定された登録料を納入しなければならない。
- (4) 納入した登録料は、理由のいかんを問わず返還しない。
- (5) (削 除)

第9条 (脱 退)

- (1) 本連盟加盟大学が脱退する場合は、本連盟脱退届に学長および部長の署名・捺印の上、所定の次の文書を添えて本連盟に届出なければならない。
 - 1) 脱 退 届（様式③）
 - 2) 理 由 書：脱退理由を詳細に明記
 - 3) 登録部員名簿：氏名・所属学部・学年・生年月日・年齢を明記
- (2) 本連盟の登録手続を行わない大学は、自然脱退したものとする。
- (3) 本連盟脱退をもって同時に全日本学連および西日本学連からも自動的に脱退することとする。

第10条 (加盟大学の義務)

- (1) 本連盟加盟各大学は公益財団法人日本バレーボール協会（以下「日本協会」という）、全日本学連、西日本学連および本連盟が主催または主管する競技会・行事等に出場・参加する場合には、本連盟に有効に登録された部員でもって出場・参加しなければならない。
- (2) 本連盟加盟各大学は、国際交流（海外遠征、合宿および外国チームの招待等）を行う場合には、事前に本連盟に届出なければならない。

第5章 役 員

第11条 (役員の定数)

本連盟に下記の役員をおく。なお、重任を妨げない。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 名誉会長 | 1名 |
| (2) 会 長 | 1名 |
| (3) 副 会 長 | 若干名 |
| (4) 名誉顧問 | 若干名 |
| (5) 顧 問 | 若干名 |
| (6) 参 与 | 若干名 |
| (7) 理 事 長 | 1名 |
| (8) 副理事長 | 若干名 |
| (9) 常任理事 | 10名 |

(10) 理事 (2) (3) (7) (8) (9) (13) (15) (16) (17) を含め		38名
(11) 企画調整委員会委員		若干名
(12) 運営理事		若干名
(13) 専門委員会委員長	専門委員会	各1名
(14) 専門委員会委員		若干名
(15) 学連委員長		1名
(16) 学連副委員長		2名
(17) 常任学連委員		17名
(18) 学連委員	加盟大学	各1名
(19) 監事		2名

第 12 条 (名誉会長)

- (1) 名誉会長は、本連盟の会長を務めた者で会長が特に必要と認めた場合に理事会が推薦し会長が委嘱する。
- (2) 名誉会長は、本連盟の重要事項について会長の諮問に応じ必要があれば会議に出席し意見を述べることができる。

第 13 条 (会長)

- (1) 会長は、理事会において推薦し総会において選任する。
- (2) 会長は、本連盟を代表し会務を総括する。

第 14 条 (副会長)

- (1) 副会長は、理事会において理事の中から会長が指名し委嘱する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長不在の時は、会長の職務を代行する。

第 15 条 (名誉顧問・顧問)

- (1) 名誉顧問は、本連盟に特に功労のあった者を理事会が推薦し会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、加盟大学の学長または部長等や本連盟関係諸団体の関係者の中から理事会が推薦し会長が委嘱する。
- (3) 名誉顧問および顧問は、本連盟の重要事項について会長の諮問に応じ必要があれば会議に出席し意見を述べることができる。

第 16 条 (参与)

- (1) 参与は、本連盟に功労のあった者を理事会が推薦し会長が委嘱する。
- (2) 参与は、本連盟の運営について理事会の諮問に応じる。

第 17 条 (理事長・副理事長)

- (1) 理事長は、理事の互選により選出し会長が委嘱する。
- (2) 副理事長は、理事の中から理事長が指名し会長が委嘱する。
- (3) 理事長は、総会ならびに理事会の決議および本規約に基づき会長を補佐し理事会を総括して会務を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長不在の時は理事長の職務を代行する。

第 18 条 (常任理事)

- (1) 常任理事は、第19条第2項の規定により、選出された理事の中より10名を選出し、会長が委嘱する。但し、この中には、専門委員会委員長6名および学連副委員長2名を含めることとする。また、副理事長が専門委員会委員長を兼務する場合は、その専門委員会副委員長を含める。
- (2) 常任理事は、常任理事会を組織し本連盟の重要事項の立案・提案・審議等を行い、会長・副会長・理事長・副理事長を補佐し会務の執行を助ける。

第 19 条 (理事)

- (1) 理事は、総会において選出し会長が委嘱する。

- (2) 理事38名の構成は、下記によるものとする。
- 1) 学識経験者理事 18名
 - 2) 学生理事 20名
- (3) 理事は、本規約の定めに従い推薦・指名・互選等の方法により会長、理事長および専門委員会委員長を選出する。また、会計担当理事2名（学識経験者理事1名・学生理事1名）を選出する。会計担当理事は、本連盟の経理を執行する。
- (4) 理事は、理事会を組織し本連盟の重要事項を審議する。

第 20 条 (運営理事)

理事会は、業務の円滑な遂行に必要と認めるとき、運営理事を選任することができる。

- (1) 運営理事は、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- (2) 運営理事は、理事会に出席し、意見を陳べることができるが、採決には加わらない。

第 21 条 (専門委員会委員長・委員)

- (1) 第34条規定の各専門委員会委員長（以下「専門委員長」という）は、理事会が推薦し会長が委嘱する。
- (2) 各専門委員会の委員は、各専門委員長の推薦により理事会が選出し会長が委嘱する。なお、専門委員は理事である必要はない。

第 22 条 (学連委員長・副委員長・常任学連委員)

- (1) 学連委員長（以下「委員長」という）は、学連委員会において学連委員の互選により選出し会長が委嘱する。
- (2) 委員長は、学連委員会を総括し副理事長として本連盟加盟大学の学生の意志を代表する。
- (3) 学連副委員長（以下「副委員長」という）は、委員長が指名し会長が委嘱する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し委員長不在の時は委員長の職務を代行する。また、常任理事として本連盟の運営に貢献する。
- (5) 常任学連委員（以下「常任委員」という）は、学連委員の互選により選出された10名（男子5名・女子5名）および委員長に指名された7名の合計17名をもって構成し会務の執行を助ける。また、理事として理事会に出席し本連盟の運営に貢献する。

第 23 条 (学連委員)

- (1) 学連委員は、本連盟加盟各大学から1名以上を選出する。なお、一つの大学で男子部・女子部を登録したときは、男子・女子それぞれ1名以上の学連委員を選出しなければならない。
- (2) 学連委員は、各自が在籍する大学の部の意見を十分にまとめそれを代表する。
- (3) 学連委員は、学連委員会を組織し本連盟の運営に関する重要案件を学生の立場で検討し必要な案件を理事会に供するとともに、本連盟の事業推進に必要な業務を遂行する。

第 24 条 (監事)

- (1) 監事は、理事会の推薦に基づき総会において選任する。
- (2) 監事は、本連盟の財産の状況を監査するとともに理事の業務執行の状況を監査し必要に応じ総会および理事会において監査結果を報告する。

第 25 条 (役員任期)

- (1) 本連盟各役員のうち、学識経験者役員の任期は2年・学生役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 欠員補充により就任する役員任期は、前任役員の残任期間とする。

第 6 章 会 議

第 26 条 (会議の種類)

本連盟に下記の会議をおく。

- (1) 総 会
- (2) 常 任 理 事 会

- (3) 理 事 会
- (4) 企画調整委員会
- (5) 専 門 委 員 会
- (6) 学 連 委 員 会

第 27 条 (総会)

- (1) 総会は、理事および本連盟加盟大学各 1 名の学連委員により組織し本連盟の最終議決機関となる。
- (2) 通常総会は、年 1 回 (原則として 3 月) 会長が召集し議長となる。
- (3) 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき会長が召集し議長となる。

第 28 条 (総会の議決)

- (1) 総会は、理事および学連委員の過半数の出席をもって成立し議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところとする。なお、あらかじめ書面でもって委任状を提出した者は出席とみなす。

第 29 条 (総会の議決事項)

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 本連盟の重要な規約の改正・制定
- (4) その他、本連盟の事業に関する重要事項で理事会が必要と認める事項

第 30 条 (常任理事会)

- (1) 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長および常任理事により組織し理事長が必要と認めた場合に召集する。
- (2) 常任理事会は、本連盟の重要事項に関し立案・審議等を行い、その結果を理事会に提案する。また、必要に応じて総会の議決に委ねる。
- (3) 常任理事会は、理事長が議長となり常任理事会構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、あらかじめ書面でもって委任状を提出した者は出席とみなす。

第 31 条 (理事会)

- (1) 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事および理事により組織し会長が必要と認めた場合に召集する。また、理事の過半数から理事会に付すべき事項を示して召集を請求されたときには、会長は速やかに臨時に理事会を召集する。
- (2) 理事会は、総会の議決事項を事前に審議するとともに、その他の重要事項を審議・決議する。
- (3) 理事会は、会長が議長となり理事の過半数の出席をもって成立し決議は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところとする。なお、あらかじめ書面でもって委任状を提出した者は出席とみなす。

第 32 条 (企画調整委員会・危機管理委員会)

- (1) 企画調整委員会・危機管理委員会の業務・運営については、別途定める各委員会規定によるものとする。

第 33 条 (学連委員会)

- (1) 学連委員会は、本連盟加盟大学各 1 名の学連委員により組織し委員長が必要と認めた場合に召集する。また、本連盟加盟大学各 1 名の学連委員の過半数から学連委員会に付すべき事項を示して召集を請求されたときには、委員長は速やかに臨時に学連委員会を召集する。
- (2) 学連委員会は、下記の事項を学生の立場で検討し必要と思われる案件を理事会に提議する。
 - 1) 本連盟総会付議事項 (本規約第 29 条)
 - 2) 年度活動方針および活動計画
 - 3) 学生役員の選出
 - 4) その他、理事会により検討を要請された事項および本連盟加盟大学より検討を要請された事項
- (3) 学連委員会は、委員長が議長となり学連委員の過半数の出席をもって成立し決議は出席者の過半数をもって決

する。可否同数の場合は委員長の決するところとする。なお、あらかじめ書面でもって委任状を提出した者は出席とみなす。

第 34 条 (専門委員会)

- (1) 本連盟に次の専門委員会をおく。
 - 1) 総務委員会
 - 2) 広報委員会
 - 3) 競技委員会
 - 4) 審判委員会
 - 5) 強化指導普及委員会
 - 6) ビーチバレーボール委員会
- (2) 各専門委員会の業務・運営については、別途定める専門委員会規定によるものとする。
- (3) 専門委員会の設置・廃設は理事会の決議によるものとする。
- (4) 専門委員会の決定事項は理事会の承認を要する。

第 35 条 (特別委員会)

- (1) 前条の各専門委員会に属さない特別な事項を検討するため、理事会の決議により特別委員会を設置することができる。
- (2) 特別委員会の委員長および委員は、理事会が推薦し会長が委嘱する。
- (3) 特別委員会は設置理由の事項を検討・審議し、理事会に提案した時点で原則として解散とする。

第 36 条 (議事録)

- (1) 本連盟のすべての会議は議事録を作成の上、保存するとともに本連盟役員あるいは本連盟加盟大学から要請があった場合には閲覧に供さなければならない。
- (2) 議長の推薦により署名人2名を選出し、会議終了後署名人が議事録を確認し署名する。
- (3) 総会の議事録は、総会終了後速やかに本連盟加盟各大学に通知するものとする。

第 7 章 会 計

第 37 条 (会計年度)

本連盟の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第 38 条 (資 産)

本連盟の資産は、次の収入によるものとする。

- (1) 本連盟への加盟金および登録料
- (2) 本連盟主催の事業に伴う収入
- (3) 本連盟の資産から生ずる収入
- (4) 寄付金品およびその他の収入

第 39 条 (収支予算および決算)

- (1) 本連盟の収支予算は、理事会の審議を経て総会の承認を受けなければならない。
- (2) 本連盟の収支決算は、会計担当理事の責任において正確に記帳・保管され、監事の監査・理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第 8 章 賞 罰

第 40 条 (表 彰)

- (1) 本連盟のために特に顕著な貢献をした者を表彰することができる。
- (2) 被表彰者の選出および表彰方法は、その都度理事会において決定する。

第 41 条 (懲 罰)

本連盟の名誉を著しく汚した場合や本規約等に従わない本連盟役員および本連盟加盟大学に対し、総会の議決

により次の懲罰を課することができる。

- (1) 戒 告
- (2) 譴 責
- (3) 権利停止
- (4) 除 名
- (5) 罷 免
- (6) その他の処分

第 9 章 補 則

第 42 条 (規約の改正または変更)

本規約は、理事会の審議を経て総会の議決により改正あるいは変更することができる。

第 43 条 (集会・連絡調整)

- (1) 会長が特に必要と認めた場合は、副会長、理事長および副理事長を招集し意見の交換・連絡調整を行うことができる。
- (2) 委員長が必要と認めた場合は、本連盟加盟各大学の主将または主務を招集し意見の集約や連絡調整を行うことができる。

第 44 条 (付 則・細 則)

- (1) 本連盟は、本規約の実施のために必要な付則・細則を理事会の決議により設けることができる。
- (2) 上記第1項の付則・細則の改正あるいは変更は、理事会の決議により行う。

細 則

第 1 条

本連盟第7条規定の加盟金は、一会員あたり16,000円(全日本学連加盟金10,000円、西日本学連加盟金3,000円、関西学連加盟金3,000円)とする。

第 2 条

本連盟第8条規定の登録料は、一会員あたり毎年36,000円(全日本学連登録料10,000円、西日本学連登録料6,000円、関西学連登録料20,000円)とする。

第 3 条

次に掲げる事項については、総会の議決を要さず理事会の決議をもって最終決議とする。

- (1) 名誉会長、副会長、名誉顧問、顧問、参与、理事長、副理事長、運営理事、専門委員会委員長および会計担当理事の選任
- (2) 本規約の付則、細則の新設・改訂・廃止
- (3) 男子リーグ戦規定、女子リーグ戦規定の改廃
- (4) 選手登録規定の改廃
- (5) 専門委員会の設置・廃設および規定の改廃
- (6) 専門委員会の審議事項の採択
- (7) 特別委員会の設置・廃設および委員長・委員の選任
- (8) 特別委員会の審議事項の採否
- (9) その他総会の議決により委任された事項

関西大学バレーボール連盟選手登録規定

1998年2月15日制定 1998年4月01日施行
2000年3月10日改正 2004年3月09日改正
2013年3月14日改正 2018年3月06日改正
2018年4月01日施行

第 1 条 (目 的)

本規定は、関西大学バレーボール連盟規約（以下「本連盟規約」という）第8条第2項に基づき、選手登録に必要な事項を定め、その業務の効率的かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

第 2 条 (登 録)

選手登録については公益財団法人日本バレーボール協会（以下「日本協会」という）、一般財団法人全日本大学バレーボール連盟（以下「全日本学連」という）選手登録に関する規程を遵守するが、以下の事項を本連盟の特例とする。

- (1) 本連盟規約第4条第1項に規定されている大学の部員で、登録有効年数は通常の4年制大学および短期大学が定める最短修業年数とする。但し、休学からの復学者は在学年限内において登録申請を認めるが、理事長、学連委員長および総務委員長の承認を必要とする。なお、社会人入学、転校または転学した者は既登録年数を差し引いた残余年数とする。
- (2) 大学院、通信教育課程、研究コース・専攻科および留学生別科等に該当する者は、登録の資格を有しない。
- (3) 外国籍選手の登録および競技会参加資格（但し、関西大学ビーチバレーボール選手権大会については大会規定による）については以下の通りとする。

1) 外国籍部員の分類

- A. 日本で出生し、引き続き日本で生活している外国籍部員
- B. 日本で義務教育を修了した外国籍部員
- C. 日本の高等学校を3年間修了した外国籍部員
- D. 日本の大学に外国から留学により入学した外国籍部員
- E. 日本の大学に外国の大学から転入学した外国籍部員
- F. その他の外国籍部員

2) 外国籍部員の登録

- ①外国籍部員の分類A、B、C、Dの部員は、日本人部員と同様に登録することができる。
- ②分類Eの部員は最短修業年限から本国における、既に修学した年数を控除した年数に限り、登録することができる。
- ③分類Fの部員について、都度内容を検討し、理事会の決議による。

3) 外国籍部員の競技会参加規程

- ①外国籍部員の分類AおよびBの部員は、日本人部員と同様に扱う。
- ②分類Cの部員は競技会へのエントリーを3名までとし、コート上は2名に限り出場することができる。
- ③分類DおよびEの部員は、競技会へのエントリーを2名までとし、コート上は1名に限り出場することができる。
- ④上記②および③が重複する場合は、競技会へのエントリーを合計3名までとし、コート上は合計2名に限り出場することができる。
- ⑤分類Fの部員については、都度内容を検討し、理事会の決議による。

(4) (削 除)

第 3 条 (追加登録)

追加登録は、本連盟に次の文書で届出ることによって随時認め試合出場は届出日の翌日より認める。

- (1) 全日本学連追加登録届（様式追一①）

第 4 条 (登録の取消)

本連盟に登録または追加登録した選手で、常任理事会が本規定に違反していると判断した場合は、その登録を取り消すことがある。

関西大学バレーボール連盟専門委員会規定

1998年2月15日制定 1998年4月01日施行
2000年3月10日改正 2004年3月09日改正
2018年3月06日改正 2018年4月01日施行

第 1 条 (目的)

本規定は、関西大学バレーボール連盟規約（以下「本連盟規約」という）第34条に基づき、専門委員会の設置・運営に必要な事項を定め、その業務の効率的かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

第 2 条 (委員会の名称・設置)

- (1) 専門委員会は、本連盟規約第34条第1項に規定されている通り総務委員会、広報委員会、競技委員会、審判委員会、強化指導普及委員会およびビーチバレーボール委員会の6委員会により構成され本規定第3条に規定されたそれぞれの所管事項を処理する。
- (2) 前項に規定された委員会のほかに、本連盟の事業遂行のため必要があるときは理事会の決議により新たに専門委員会を設置することができる。
- (3) 専門委員会のなかに、必要に応じ理事会の決議により男子部・女子部を設置することができる。

第 3 条 (所管事項)

各専門委員会の所管事項は、次の通りとする。

- (1) 総務委員会は、本連盟の業務遂行に関わる庶務事項、予算の編成・執行および決算等の経理事項、会員の登録・資格等に関する事項およびその他、他の委員会に属さない事項を所管する。
- (2) 広報委員会は、大学バレーボールの普及・発展を目指し本連盟が主催または主管する競技会の後援・協賛・広告等の協力依頼、ポスター・プログラムの作成、各種報道機関への資料提供あるいはテレビ・ラジオの放映・放送依頼等の業務の他、本連盟の広報活動を積極的に推進する。
- (3) 競技委員会は、本連盟が主催または主管する競技会の競技日程および競技事項の作成、競技会場の確保、競技会の準備・運営、競技者の登録、公式記録の整理・保管等の業務を所管する。
- (4) 審判委員会は、本連盟審判委員の養成・研修を行い、審判技術の向上を図るとともに本連盟が主催する競技会の審判委員の編成を所管する。また、本連盟審判委員の認定を行うとともに、(公財)日本バレーボール協会（以下「日本協会」という）および都道府県バレーボール協会（以下「都道府県協会」という）公認審判委員の推薦を行う。
- (5) 強化指導普及委員会は、大学バレーボールの普及・発展と技術の向上を図るとともに指導者の養成等の事業を行い、日本協会および都道府県協会公認コーチの推薦を行う。また、本連盟加盟大学および選手の競技力向上を目指し強化計画の作成・実施等の業務を所管するとともに、本連盟代表チームの選手選出あるいは一般財団法人全日本大学バレーボール連盟の代表チームへの選手推薦等の業務を行う。
- (6) ビーチバレーボール委員会は、ビーチバレーボールの普及・発展のための諸施策を検討・立案する。また、本連盟が主催または主管するビーチバレーボール競技会に関し競技会の準備・運営・競技者の登録等の業務を行う。

第 4 条 (委員長・委員の選考/任期)

- (1) 各専門委員会の委員長および委員の選考は、本連盟規約第21条に定められているところとする。
- (2) 各専門委員会には委員長の推薦により、理事会の決議を経て副委員長および主事をおくことができる。また、本規定第2条第3項により男子部・女子部を設置した場合には男子部長および女子部長を副委員長に任命するものとする。
- (3) 各専門委員会の委員の任期は、下記の通りとし再任を妨げない。

学識経験者委員	2年
学 生 委 員	1年

第 5 条 (規定の改正または変更)

理事会の決議により、本規定の改正または変更を行うことができる。

関西大学バレーボール連盟 企画調整委員会規定

2004年3月9日制定

2004年4月1日施行

2016年9月5日改定

第 1 条 (目 的)

本委員会は、連盟規約第3条の目的を達成するため、運営基本方針および主要役員人事などを検討するために設置する。

第 2 条 (業 務)

本委員会は、以下の事項を検討、立案し、理事会に提議する。

- (1) 連盟運営に関する重要事項について
- (2) 連盟の会長、副会長、理事長および副理事長の人事について

第 3 条 (委 員)

本委員会は、以下の委員をもって構成し、会長が委嘱する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) その他、会長が必要と認めた者若干名

第 4 条 (委員長・副委員長)

委員長および副委員長は、委員の互選により選任する。

なお、委員長は、委員会を代表・総括する。

関西大学バレーボール連盟 危機管理委員会規定

2021年8月4日制定

2021年8月4日施行

第 1 条 (目 的)

本委員会は、連盟規約第3条(目的)および第5条(事業)の遂行に大きな影響を及ぼす危機的な状況において、その状況を打開すべく対応策を検討し、早期に対応するために設置する。

第 2 条 (業 務)

本委員会は、以下の事項を検討、立案し、理事会に提議する。ただし、早急な対応が必要と判断した場合、本委員会の提議を受けて、連盟の会長の判断により意思決定することがある。

- (1) 連盟運営の重大インシデントに関する事項について
- (2) 連盟事業の危機管理に関する事項について

第 3 条 (委 員)

本委員会は、以下の委員をもって構成し、会長が委嘱する。

- (1) 会長
- (2) 理事長
- (3) 総務委員長
- (4) その他、会長が必要と認めた者若干名

第 4 条 (委員長・副委員長)

委員長および副委員長は、会長が選任する。委員長は委員会を代表・総括し、委員長が不在の場合は副委員長がその職務を代行する。

関西大学バレーボール連盟慶弔細則

2001年2月17日制定

第 1 条 (目 的)

本細則は、本連盟における慶弔に関して必要な基準を定める。

第 2 条 (基 準)

弔意については下表を基準とし、特別な事由がある場合は会長が変更できるものとする。
但し、慶事については、その都度会長および理事長が決定する。

第 3 条 (対 象)

対象は、役員（理事、監事）また本連盟の発展に寄与した協力団体および個人とする。

第 4 条 (細則の改正または変更)

理事会の決議により、本細則の改正または変更を行うことができる。

対 象	区 分	相 当 品 等
役 員	ご家族に対して	会長名の弔意電報および 15,000円前後の香典 もしくは供花
協力団体、個 人	ご家族に対して	会長名の弔意電報および 15,000円前後の香典 もしくは供花
役員のパウ、配偶者、実子	役員に対して	会長名の弔意電報および 10,000円前後の香典 もしくは供花

